（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条　［略］

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一　前項第七号の規定　金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

［イ～ニ　略］

ホ　金融サービス仲介業者

二　［略］

三　前項第九号の規定　金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

［イ～ハ　略］

ニ　金融サービス仲介業者

３　［略］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　［略］

２　一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあっては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［略］

（投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百六条　［略］

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一　前項第九号の規定　金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

［イ～ニ　略］

ホ　金融サービス仲介業者

二　［略］

三　前項第十一号の規定　金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

［イ～ハ　略］

ニ　金融サービス仲介業者

３　［略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～十六　略］

十七　不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為（金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。）で、公正な価格（市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項）の形成を損なうおそれがあるもの

［十八～二十四の五　略］

（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十五条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

３　［同上］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　［同上］

２　一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等が法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

３　［同上］

（投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等）

第百六条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

３　［同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為（金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。）で、公正な価格（市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項）の形成を損なうおそれがあるもの

［十八～二十四の五　同上］